

会 議 結 果 報 告 書

会 議 名 称	政策会議	
日 時	令和3年1月19日(火) 午後1時30分～午後3時5分	
場 所	本庁舎3階3A会議室	
出席者	出 席	市長、内田副市長、高村副市長、教育長、政策部長、総務部長、都市部長
	事務局	総合政策課長、課長代理(政策調整担当)、担当 陪席：秘書課長

議題1：秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて	
担当部課等	警防課
説明者	消防長、警防課長、課長代理(地域消防担当)
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】 Q. 消防団員等へのアンケート等による意見はあるか。 A. 国が全国の消防団員に実施したアンケート結果では、現行の報酬が低いという回答が多かった。本市においても、県平均を超え、また年間活動時間を考慮した金額とすることで、公平感が高まり、それが満足感に繋がると考えている。</p>
会議結果	原案了承

議題2：秦野市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて	
担当部課等	下水道施設課
説明者	上下水道局長、下水道施設課長、課長代理(下水道計画担当)
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】 特になし。</p>
会議結果	原案了承

議題3：秦野市下水道条例の一部を改正することについて

担当部課等	下水道施設課
説明者	上下水道局長、下水道施設課長、課長代理（下水道計画担当）
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】</p> <p>Q. 規制強化が廃止されることで、大根・鶴巻処理区の汚水を処理している伊勢原市の処理場への影響はないか。</p> <p>A. 伊勢原市は平成22年に規制強化を廃止しており、今後は、伊勢原市と同等の基準となるため、影響はない。また、大根・鶴巻処理区は、規制の対象となる製造業又はガス供給業の事業所等は現在のところない。仮に今後、新規の事業所が設置されたとしても、伊勢原市と同様の法令基準の規制となるため影響はない。</p> <p>Q. 令和元年度に酒匂川流域下水道の連絡協議会において規制強化を廃止する方針を決定されたが、期間が空いたこのタイミングでの条例改正となる理由はなにか。</p> <p>A. 流域下水道の全体計画がある中で、その計画見直しに合わせたタイミングでの改正を行うことを関連する3市7町で決定し、令和3年4月施行予定としたもの。</p>
会議結果	原案了承

議題4：秦野市国民健康保険療養給付費支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正することについて

担当部課等	国保年金課
説明者	福祉部長、国保年金課長、課長代理（国民健康保険担当）
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】</p> <p>Q. 新たな基金の名称「秦野市国民健康保険財政調整基金」については、国の指針等に基づくものか。</p> <p>A. 特に国からの指針は無く、他市等の例を踏まえた名称としている。</p>
会議結果	原案了承

議題5：秦野市国民健康保険税条例の一部を改正することについて

担当部課等	国保年金課
説明者	福祉部長、国保年金課長、課長代理（国民健康保険担当）
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】 特になし。</p>
会議結果	原案了承

議題6：秦野市まちづくり条例の一部を改正することについて

担当部課等	まちづくり計画課、開発指導課
説明者	都市部長、まちづくり計画課長、課長代理（都市総務担当）、開発指導課長、課長代理（開発調整担当）
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】 Q. 特定環境創出行為に対する手続き期間が短縮されるが、条例制定当時の期間の考え方もある中、今回はどのような考え方で短縮するのか。 A. 制定当時は短期間での大規模な開発を抑制する考え方のなか、市民意見を集約することとしていた。今回は本市を取り巻く環境の変化があるなか、事業者負担を軽減しながら、効果的、効率的に土地利用を促進し、持続可能なまちづくりを進めるために、環境影響評価の手続きを参考に期間を定めるもの</p>
会議結果	原案了承

議題7：秦野市空家等の適正管理に関する条例を制定することについて

担当部課等	交通住宅課
説明者	都市部長、交通住宅課長、課長代理（空家・空地担当）
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】</p>

	<p>Q. 空家等に対する軽微な処置として、「著しく繁茂した草木の簡易な切除」とあるが、対象の基準等はあるか。</p> <p>A. マニュアル等を今後整備するが、近隣からの苦情や、道路にはみ出している等、生活や安全に影響が出ているものが対象となる。まずは空家等の所有者に処置を依頼するのが原則であり、所有者不明等のやむを得ない事情がある場合、市で対応することを想定している。</p>
<p>会 議 結 果</p>	<p>原案了承</p>

—以上—